憲教類典

八、九、〇

卯
合66
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

憲教類典

四ノ廿一上

御咎

卯
115
1

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
		卯		一	二ノ五

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛永十三丙子年六月六日

四ノ廿一上御処

一 近年其旗本之面々其加増并金
銀相対之所々之進退無成其去以後
之所思之家員徳親権之儀
皆其法度無形後仕のこと有喧嘩
相手不成不底附自害たとも下仕之所
闕落親類に其加りら成れ下の後
無知の事
不届之極之所致喧嘩たる事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

思ふに能能々々候城相仕に謹據
人民之儀ちかへ切獲候
御付に事

寛永十三子年六月六日

寛文八戌申年

一 上意之趣雅楽所殿ゟ御前ゟ
申法度候
御如に処之西流ち家来ゟ度追腹

候ゟ付大猿不届之
思ふに急度候
御付に候とも西流ち先祖ゟ忠節ゟ
上 大猷院様ゟ申付ゟ成に御者し
付申殺免ゟ成事之内二万石ゟ
以上山形ゟ候者に如し跡牢都宮
松平下総ちゝ候ゟ
一 大和ち殿ゟ御前ゟ如追獲候者
も悴毒人申産に意人ハ此子ニ悪し
御法とも毒人元之切獲候

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

御用　上意之趣

一　東照權現為　上意任家老職者天
下之先手侍大將城主之大名對緣組
綾堅停止事
御用之家文藤堂和泉守樹原武藏
有智孫智思田右衛門ト緣組来之
娘之撰大名百事也
上意之趣水戸宰相殿息女事者
意未之息女家才ニ遣之縁之雅来所

省　上意家ニ者ニ事　思召事

一　先年松平陸奥守家頼元禅論雅
樂所書對談為　上意加賀侯甲斐守
事　御用之陸奥守家頼元及狼藉
雅樂所ニ是意遣之処翼日到見
城不帰　上知感不届之事
思召事

一　先年甲府宰相殿勝手逼迫之有為
連枝綾本恩借詐語者之家不達

上皇依其報及生害於前代未曾文也
繼手遍迫之後其雅樂既才覺之當
成後公外云　思云事
一　相國前後事都多之後也
發者隨殿從御若年之時法事云
和歌可有之才之不之外極之樂
即成治井日向守國皆加增除館之
取雅樂頭公底伝怙者之樂
云　思云事

一　東巡撫現為　上意前一五一城加增
何經先掛文書之綾合多捕寄名之傳
以何經之加增式目者之事
發者隨殿法老中何ノ者多雅樂所
二月石之加增其身斗イカヽト存稱云
老中ハ我少宛加增下公不書之事
思云事
一　相業黄流寺相平陰奥寺下緣相黄
流寺後之一代之家老子孫也大名並

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

元禄元戊辰年六月

覺

閉門堂之西之家本来之死人在之
節屋敷之内之所埋置之様有之内
埋在様之節者相更密之事に者恒
葬之其ヶ月数に是又病人在之大切
におよひ候て様子入他醫を招養
生其習慣者請書所請物所に所領

渡し

元禄元戊辰年六月

元禄元戊辰年七月

閉門逼塞堂之意いたし有之事
病人有之節又に死人不浄様々
難儀有之由有之醫師様も呼死人
様子へ也不浄者も所種に是
御持に不及申に相元只有之也か

不仕宦之事
大目付立中人会之事
仕状を以伺之候儀
元禄元辰年七月
元禄九丙子年四月晦日
伊藤書院事
元文五庚申年閏二
月廿日於御前元禄十亥年之
例を以
御役御免
被仰渡候事
一
伊藤事
御前
御覚
之通
御書付を以
被仰渡候節
人払ニ而
御直ニ
御書付
被下候
一
大目付立中人会之儀
仕状を以伺候儀
元禄元辰年七月
一
大目付
仕状を以伺候儀
元禄元辰年七月
一
大目付
仕状を以伺候儀
元禄元辰年七月
一
大目付

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

元禄九丙子年二月十日

覺

一 牙長西光寺と申寺は
當院末寺伊豫
此度を仰付られ
寺事に付而は
為其之
御朱印と存寺領
之通
無相違
被
仰付候
事

一 西光寺一跡又伯父
男女一類
末寺
之
事

一 伊豫守寺領
之
内
寺
并
百
姓
共
江
申
付
候
事

元禄九子年二月十日

正徳二壬辰年七月廿一日

中洛覽

松平たゆ家来

高木八三郎

去年以来主人松平たゆ一族たゆ所
職たゆ事前田定たゆ勤中りよ
りたゆ不行疎し案し是し由を
告知せ也ゆゑ及此ら一族たゆ義絶
し由承及早速主人の家を立

退ゆ事評定而ゆおゆゑ余後
有しゆ上ゆ定たゆと對決さ
迄ゆ処ゆ主人不行疎し由中不一
事し謹擇所し定たゆ中披ゆ案し
お遠所し由を答ゆ程も所案し
事を以主人しゆれ有も所し一
族ともし義絶初せ家人たゆも
續勤付ゆ事ゆ罪重科し
お事ゆ經代所事し始末謹代

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

横山国四郎
青木母八
桂村伊内
横山吉左衛門
古沢頼平
大竹左衛門
八人其大勢一日仕事ハ其時ハ
りき寄成諸領の様子不審之日依
之所ハ之少事之人進放申候
者也
辰七月廿一日
如是評定而所ハ申候首候
者人立合
正徳二壬辰年七月
相平右衛門ハ御渡ハ家事ハ仕事
ハ御候事
申渡

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

以左以上之事ニ而有之ハ得稱
所之者也

松平左内家来
高木八郎衛門
陰木一學

親八郎衛門永く遠流ニ行ニ而
以後之一學重き追故ニ申付者也

以上家来
上田左郎左内

上田平八郎
辰十四年

右拾五四年之程執行
以上男
大久保長門守家来
本庄金九郎内藤子
本庄陸四郎

他ニ有之ハ得稱所之ハ

松平左門家事

田舎之忠七

公中源義

役衆善之衛

三人は稱所之所

辰三月

松本於評定而丹羽遠江守坪内能之

守開業翰員山川留左衛門列座遠江守

中海之

正德二壬辰年八月

屋代越中守以諸侍事兼家中

任意事

中海覺

屋代越中守

今度知行不百姓之出訴仕之所以

遂且諠譏而去年林知行而作毛

損君之役川井藤右衛門成為之

年貢於增中皆以能史百姓之訴訟

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

正德五乙未年五月七日

松平伊豆守組

元は御定書は小普請

改易　鴻海依左之門

大久保淡路守組与力

口罪　篠原茂助

松平伊豆守組

此篠原茂助兄弟女お清方聖上

此篠原茂助上り此中老お勤務者

是ハ先年鴻海依左之門娘ニ成此事

ニ付ニ此ハ処ニ此ハ実父（お清方茂助）親ハ篠原茂助

五ヶ月ニ而未果ニ付ニ而申此所中上し

お清方ハ前下仕居親し名を抜し

者ニ付ニ而無しよし

御上ニ付御尋ん故お清方親ハ出ニ

来ニ此ハ此処ニ親ニ候ニ願ニ度ニ此ハ

聞仕形依しお清方ハ此順ニ下ニ故

人ハ仕ニ無ニ故　御仕ハ

此

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

は
なし故河内守殿は上にて御
後は

享保七壬寅年六月十五日
水理和泉守殿御後は
中段に覺
大法書
是理佐弟守組

三雲新右衛門
其方事二條在置陽り清改し節
在置中し候ニ付中奉行後有
之候中出山城守和泉守番細
承し書付在以来之は右中立は
故に遠し其方如何遠し候ニは
想る在置陽り内段ニ世間存書
之事於其中立可受之事も
無し如何とも一意既とも不相

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

元文五庚申年七月四日

松平伊豆守殿は附紙成明阿弥をと
以て後ち成に付書付写

小普請組
永井監物支配
大忠職部
は小性組
部尾大和守組

大忠仁右衛門
御職部兄大忠仁右衛門遍遇室に
御職部後出方ニ付仁右衛門
と語ル遠ニ續き成に付其実
兄ニ後ニ付其に付職部を意ニ
猶ち何に以上

申七月
永井監物
は附紙
は書を意ニ猶ち何に

寛延三庚午年四月四日

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

去ル十六日
大納言様　御成之節押出有鼓
役芳賀弥惣右衛門役掘ニ落其果ハ
如し脇ニ不存ハ脇ニ其弥惣右衛門
供ニ懐ヒ御ニ其様ニ而申聞ニ
其ニ後ニ其急ハ
如し様申候押込ニ至ニ而申ハ
二月

寛暦二壬申年三月廿五日
信濃守殿出役
出月付ニ
出貝役
今井甚四郎
武藤右衛門
押込ニ其ニ免ハ

寛暦四甲戌年閏二月廿四日

宮内少輔殿は後
は月付は
相当の時処日を　御付は者一類たる者
扣個所にて覧
時役を　万般に者　父子兄弟祖父
孫
閉門
通塞
以所
以所
遠慮を　御付は者悴

相当の時は外に一類たる者
所にて不及に者　其子あるに者
成績遠成に成又は績をしに
実者西に通し績者にして者は相当
て所にて
重き時は仕立ある　御付は節を唯て
迄に通て相当に
相当の時に
至二月

宝暦五乙亥年二月

安藤對馬守
名代
大久保山城守

兵事不行跡之上家中仕之
不可置者也 吏官不行跡之
品官以急者可也 御付以後
御宥免之以隱居也 御付以急度

隱可致生者

安藤豫藏
名代
酒井下野守

對馬事不行跡之上家中仕之
不可置者也 閑官不行跡之
品官以急度可也 御付以後
御宥免之以隱居也 御付以急度
隱可致生者也 御付以家前也

思ひ候ハ自宮六月五日ニ内ニ六月
五千石ニ　下上ハ五月石ニ下ニ方ハ
ニ下ニ　ニ名　語ニ　御住し
安藤對馬ニ後隠居急ニ候て
出ニ　御住ハ繕ニ候いまゝ即ち
ニ出し家中しことの元も住ニ也
ニ　御住ハ事ニ名一類中ニ会
て候ハ住ハ繕手家事元第端ニ候
諸事入念ハし極て候ハ住ハ大し

元ハ別ニて入念ハ
安藤繕ニ候
大名小路上屋敷ニ　下上坂壱町屋
敷ニて居住ハ
松ニ出尾隠岐ニ取ニ於ニ宅ニ候御住し
安藤對馬ニ家事
元藤君当時元級
三田原清貞町
四十六

死罪

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

はせ人ゝ為詐偽候し
二月

寅暦八戌寅年
影上は仕立一件
中候し覺

大橋近江

其方候金成之郡少輔能分之計
し候ゝ時事多長門守様様之上
之郡少輔申出状を以新城にとし同
人家来に於西談支配しまゝ未現命
九郎之郡少輔新之城郡状を以申
送ニ其後其の事任申す以ニ之郡少輔
宅に新城上ゝ九郎存寄之城同
城に節し返出難及若男之郡少
輔新之節を以節能片付仕辭る

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

宝暦八戊寅年十月廿九日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1　　ガラス使用

後も本節に身分々有し君しく
等閑成不存不持し後々諸
思召に依し逼て塞ぬ　仰付
右寅十月廿九日西尾隠岐守宅ゟ
御仰渡に

寶暦八戌寅年十二月廿五日

今未成立都
二ツ方後去戌年能分郡上郡村々
横見ゟ申付に後々年百姓元及強
訴に取成年ハ定免ゟ致し候ハ処
一旦申付に横見ゟ申し後ニ至ゟ難
成立大橋を以青木次郎九郎ゟ
新きゟ御計ニ上ニ近江を以次郎
九郎に新きゟ百姓大に利害中ニ
由し後を家来宇都宮東ゟ人相多

伯耆守家来石井丹下に雑談の様
中守に申し候を理一郎九郎方に掛
合に度々自筆にて西下伯耆
守に成り内談権相両方にも
中守並伯耆守番細承知し様認
重日後御に者し候を度々理
九郎に申き并曲渕豊清守大橋
近江にも中談云計に様当人
とも云不遂對談是等之事

認書に候て早完理中九郎に丈
夫々下為云計を結是云集事
厚認書并西守良村甚助後聖親
誹状茂若も云し処云届に心附も
云し仕並々申付且右石徹白社人上
村理郎を家来振尾甚九郎
云計退散申付路々所々
節此にて之々茂並甚九郎様々
不届之事有し何をも不存杉本

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

明和四丁亥年四月

中洛之筆

使中書

馬場三郎左衛

名代 多賀權之助

間部玄蕃

同 建部荒以郎

大河内善兵衛

鵜井角右衛門

度々病事不得已返歟如何にても

新役之者ニ於新泊中書殿不仕諸

當等多々無智ゆへしを受勅方

不思不博之至ニ依之用役ニ

召敬小善請入其和ニ作付ニ

同

土屋惠藏

興津市京
土屋俊雄

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

大久保吉十郎

同役諸 御付ゆるも古役ことゝの分
新役ことゝの事を傳ひ候ても六ヶ
敷以ゝし其上如何成事とも
有し様相を受ひ御役急度を
慎可申ハ

如し様昨廿五日於湯井石見守殿其
宅其同人ニ御渡ハ室賀源七郎
内藤主税所様ハ

貴四月廿六日

明和四丁亥年四月

諸向新役ニ御付ハ御其ニ役前
役を傳ひしものゝ後勿論之後ハ
御家場和ゝまり古役ことゝ
新役ことゝの一席以ゝし
ハしも其別を其ハ類之後も

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

却居し様々で居る様に見えた時候
猥りケ間敷の事も有しかつて急
度お紀で居ましたら一日格別り
中会で居ますは
然し執自分の仕様急度で居ます
様は
然し直で居ます時は
四月

明和四丁亥年八月廿日

死罪

獄門

永澤町安倉庫
宿人
山縣大貳
玄四十三

右大武方々庶人
正親町三條中将家来之田中之
藤井左門
貴四十八

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

中進放

市進放

久保平三郎以代支不
甲州巨摩郡鍋倉新町之居
山縣新宮事
右姓
市郎兵衛
貢四拾八

織田員治事家事
在不家老
津田頼母
貢七拾壹

存家々有しかて
重進放

同人家事
同
呂野定右衛門
貢五十五

同人家事
同人役
松原那大夫
貢四十九

同人家事
同
津田能義
貢五拾壹

重進放

日人家来
年号改
柘源四郎
貢四十三

日人銘分
上州甘楽郡小幡村
京都妙心寺末禅宗
拓福寺隠居
梅叟
貢五拾壱

旺キ進放

拝長し

織田員清当家来
元本老殘
土口田玄蕃
貢三拾四

日人家来
土口田八郎
貢四拾七

日人家来
高見沢典右衛門
云三十

[illegible]人家来
留守居源役
[illegible]田儀[illegible]
[illegible]四枚
[illegible]守治乃在家町
[illegible]郎[illegible]組又[illegible]方居
武[illegible]事
竹内[illegible]
[illegible]四枚六

[illegible]伊藤[illegible]家来
[illegible]村源[illegible]
[illegible]四枚三
[illegible]上[illegible]
[illegible]三枚
内[illegible]源[illegible]
[illegible]三枚
[illegible]家来
市川清[illegible]
[illegible]四枚[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

卯
115
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

憲教類典

四ノ廿一下

御咎

卯
115
1

東京圖書館
門 類 函 架 號 冊
卯 一 一一三

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

四ノ廿一下　御咎

明和四丁亥年八月廿一日

永沢町安倉南店

浪人

山縣大貳

亥四拾二歳

其方儀常々弟子其日浴世又は藝術し
勵ミもの門弟ニ外入魂いたし候ハ兵乱或
は変事有之節何迄も用ニも相立事ニ奉立

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

夫等ニ於テ中等ニ於ケル乱を好ニハ道理を尊
受甲府所城附属武器員数ニ後覚ハ任
中数ハ熒惑星心宿ニ惑リ如ハ乱ニ萌ニ旨
古書ニ有ニ如ハ其上路ニ道理を雖ニ有ニ
ハ其頼し有ニ如し此し尚時を
禁裏　行幸ニ居ニ之ニ如ハ前ニ由
於難読堂上方ニ古実ニ当ケハ紙を学ニ
ニ於ケル或ニ兵学ニ講釈ニ於地利ニ不川
尚ハ為難者ニ於テ甲州ニ外及見受ハ

国ニ地利地名城ニハ川尚ニ目要害
ニ場不能云ニ所用ヒ講釈者ハ後ニ方
且多不敬ニ到リ不由至極ニ於死罪
中略ハ
八月廿一日

明和四丁亥年八月廿一日

永源町安之間居浪人山外大貳方之居
京都正親町之條中将家来之西ヶ立ル者
藤井右門
寅四拾歳

正方後浪人山外大貳多能之後を
本町三丁目町醫師宅沢準曹邦
田少柳町三丁目浪人柳井名馬
ニ投吹強ニ得其ヶ浩シ以執斥
大貳後甲州之

御城目要害等ニ川ヲ為テ多学者
論談道理ヲ分リ以ヲ以テ後ニ
諸仕ニ只又四年以前禁惑星
天之如者ニ排リ以テ古書
之通リ兵乱之廿明之ニ以処ニ後
上最多之百姓強之加ヲ以テ強シ
有之ニ大貳ヶ度又以処猶又悩ニ
其ニ以堂見土御門ニ外ニ其ヲ以
拵之河法之ヲ以テ扱ヶ間

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

暮りはより我今我者に不存に
其成り自前と有出し通上も
長に立し多少ありと我雑談
仙姫不敬に成不便至極に存
獄門申付ハ
八月廿日

明和四丁亥年八月廿日

本町三町目源兵衛店
町醫
宮澤準曹
亥四十七才

神田小柳町三丁目与兵衛店
浪人
桃井久馬
亥四十九才

神田永富町二丁目与右衛門店

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

之者ニ而死罪ニ申付者ニ而家
大貳相門金相之地ニ毛氏ニ
ハ其ニ出難候或ハ堂上方等
之後ニ外江入ハ不敢之難候申
敬しハ惟之候ニ而之事立ニ
相知之大貳家ハ死罪右門ニ獄ハ
之所成法仕置者立ニ而名在誰
人之事故此事又左之以書方ニ候
助命申付三日晒之上遠ニ申

付者也
亥八月

明和四丁亥年八月廿日
水野壱岐守家来
吉目見七右衛門
亥五十六才
先方家去年十二月初本所三丁目

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

市部左衛門と記録は上ゟ古姓ゟ
お成敗之者は家ゟ他名に所載は
節々以前之浪人山縣新宮
ト名家ゟ故世帯刀具文弟永沢所
浪人山縣大武兵學講釈之節
甲州平生外は安宮之地利地名に
引為取方筆之後ゟ散不敬之
後は処理之ゟ中ゟ事故不重ゟ
はゝ中進敬ゟ申し

明和四丁亥年八月廿日

織田英濃守家来
左衛門家老職
津田新母
日野
病死 関野定衛門
日野田人
杉原彩吉史

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1　　ガラス使用

姫貞濃守申付候間如何不存
故勿論此味も不成故在主人ヲ蔵
ニ成珠ニ如ニ始末より主人し
不調法ニも有成路ニ主人貞濃守
に成ニ法華も有ニ上ハ重し
不届ニ始末ニ付重キ進敬ニ
仰付候
八月廿一日

明和四丁亥年八月廿一日

織田貞濃守領分上州甘楽郡
小幡村東都妙心寺末崇福
寺隠居
梅叟

三方成織田貞濃守家来吉田
玄蕃同道ニ永澤町浪人山縣
大貳方ニ毎度取成玄蕃大貳と

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

其外家老用人其方面列侯ニ
為論史以処遣ハ後も有し其
情見候ニ重キ役人ともし
事故押追し申候ハ難申ニ
故遣ハ有答ハ後とも不来し
後ハ煙追放申候
八月廿一日

明和四丁亥年八月廿一日
織田英濃守家来
元家老職
土田玄蕃
其方儀永深町浪人山縣大武
士博学多聞ニよりし其有之故
其職学文勤心合ハ処之学ニ
事ハ甲州之地理地名甲府
門城内之防中能り少智ニ有之ハ